

事務連絡  
令和2年4月9日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する外出自粛要請等について

九戸村新型インフルエンザ等対策本部

本部長 五枚橋 久夫（公印省略）

令和2年3月30日、岩手県知事より、東京都・神奈川県・埼玉県から岩手県に來県、または帰県される方に対して、当該都県の自粛要請の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に向けて來県後2週間の不要不急の外出自粛など、慎重に行動するよう要請がありました。

また、令和2年4月7日、緊急事態宣言の発令を受け、県民に7都府県への立ち寄りを自粛するよう要請がありました。

上記の要請を踏まえ、当村の対策本部は、以下のとおり要請いたします。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

・緊急事態宣言が発令された都府県及び感染が確認された地域からの來村・帰村の方は、來村・帰村後2週間の不要不急の外出を自粛していただくようお願いいたします。

また、やむを得ず外出する際や人との面会時には、必ずマスクの着用をお願いいたします。

・今後の必要な手続き等につきましては、來村前に住民生活課窓口（0195-42-2111 内線 213）までご連絡をいただきますようお願いいたします。